

都内診療所の皆様へ 『医療措置協定』のご協力のお願い

令和6年4月に施行される改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関が、その機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を締結することになりました。

新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、平時から、計画的に感染症の発生及びまん延に対する備えを進めていくため、都として医療提供体制の確保を進めてまいります。制度をよくご確認の上、ご協力をお願い申し上げます。

※ 協定締結に係わる条件等について、東京都専用Webページ（裏面参照）に最新情報を掲載していきますので、必ずご確認ください。

医療措置協定の内容

以下の3項目（発熱外来・自宅療養者等への支援・人材派遣）のうち、**ご協力頂ける項目について**協定締結をご検討お願い致します。

	入院	発熱外来	自宅療養者等への支援	後方支援	人材派遣	感染防護具の備蓄
診療所	—	○	○	—	○	任意事項
(参考) 病院	○	○	○	○	○	任意事項

● 発熱外来の実施

院内の感染対策を行い、発熱患者等の診察・検査を実施。
新型コロナ発生時に、診療・検査医療機関または外来対応医療機関にご登録いただいた診療所の皆様におかれましては、積極的なご検討をお願いいたします。

● 自宅療養者等への医療提供・健康観察

自宅療養者等に対して、電話・オンライン・往診により診察や健康観察を実施。

● 医療人材派遣

他の医療機関等への人材派遣の実施。
東京都医療人材登録データベースに登録している場合などは、積極的なご検討をお願いいたします。

● 個人防護具の備蓄（協定への記載は、任意事項です）

サージマスク、N95マスク、アイル-シヨカ、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について2か月以上の備蓄が推奨されています。

★今後のスケジュール、手続き方法については裏面をご覧ください★

【東京都専用Webページへのアクセス方法】

URL : https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

東京都保健医療局 > 感染症対策 > 医療措置協定について



東京都専用Webページ

東京都保健医療局

日本語 English

目次 (クリック)

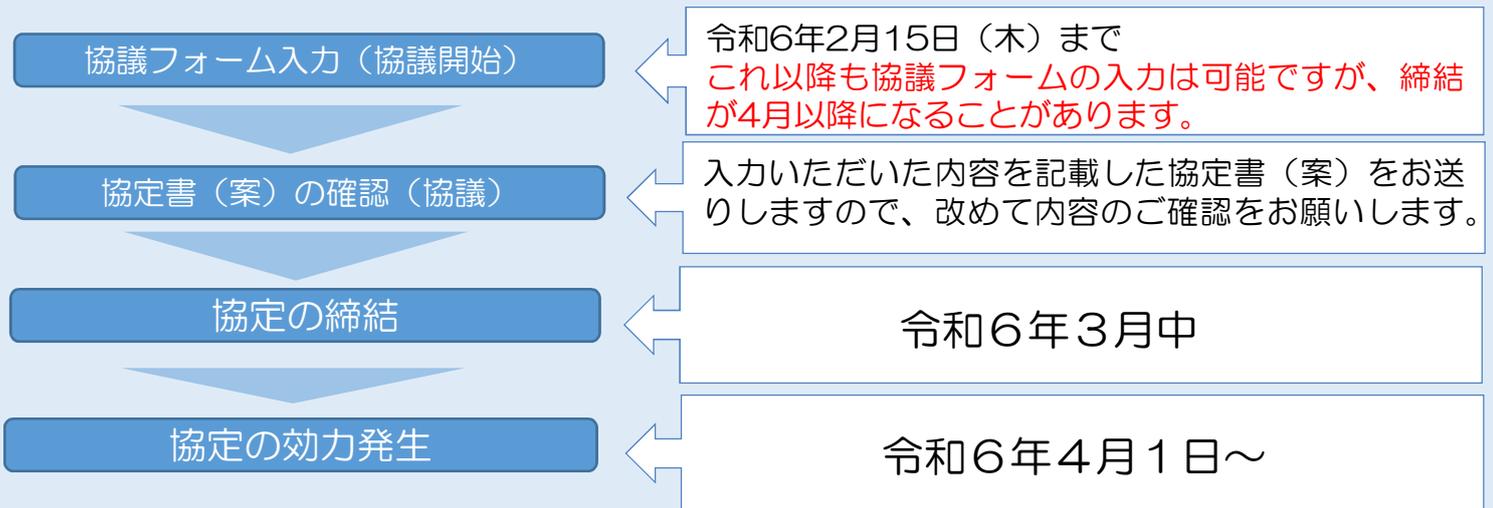
- 1 対象医療機関及び
- 2 協定締結までの流
- 3 協議について
- 4 お問い合わせ
- 5 参考情報

協議フォーム／お問い合わせフォームは、東京都専用Webページからアクセスできます。
※「解説」や「よくある御質問」なども随時更新中です。

(2) 診療所

下記専用協議フォームより、必要事項を記入の上、ご登録をお願いいたします。
<診療所専用協議フォーム>

今後のスケジュール (令和5年度中の締結の場合) ※令和6年度以降はHPをご確認ください。



医療措置協定等についてのQ&A ※詳しくは、上記の専用Webページを参照ください

- Q1 協定に基づく措置を講じた場合、財政支援はありますか？
→ 感染症法では、平時から協定締結医療機関への設備整備や、流行初期から発熱外来を実施した診療所には流行初期医療確保措置を行う旨記載されています。
ご案内できるようになりましたら、東京都専用Webページにてお知らせします。
- Q2 医療措置協定の内容は公表されますか？
→ 医療措置協定を締結した時は、感染症法第36条の3第5項に基づき、当該協定の内容を公表することとなっています。協定内のどの部分まで公表するかについては、現在検討中です。
- Q3 二次元コードの読み取りができない環境です。どうしたらよいですか？
→ 東京都保健医療局のトップページから、「感染症対策」を選択してください。次に、「医療措置協定について」を選択すると、東京都専用Webページにアクセスできます。

【お問い合わせ先】

令和5年度東京都医療措置協定締結事務局

TEL : 0570-055-016 (電話対応時間 9時～18時 ※土日祝日及び年末年始を除く)